

# 国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例について

## 制定の背景

県は、条例で、土地改良事業の受益者から、費用の一部を負担金等として徴収することができる。

国営竜西土地改良事業の完了が令和7年3月に予定されているところ、当該事業に関する負担金等の徴収のため、条例を制定する必要がある。

※ 土地改良事業＝かんがい排水整備等、農業生産基盤の整備を行う事業

## 国営竜西土地改良事業の概要

実施地域：竜西地区（飯田市・松川町・高森町）

事業内容：農業用水路の耐震化・老朽化対策工事

工期：平成27年度～令和6年度

### (1) 徴収対象者【第2条】

国営竜西土地改良事業によって利益を受ける者で、事業実施地域内にある農用地を所有するもの等（土地改良区があるときは、当該土地改良区）

### (2) 額・徴収方法【第3・4条】

額：国営土地改良事業に要した費用の一部

徴収方法：元利均等年賦支払の方法により17年に分けて徴収（申出があるときは、一時支払の方法により徴収）

### (3) 特別徴収金【第5条】

工事の完了日以後、一定期間内に、農用地以外に供するため所有権の移転等をした場合又は自ら農用地以外に供した場合には、特別徴収金を徴収

### (4) 施行期日【附則】

公布の日